

組織形態について

【内部組織型】

- 1 自治会の内部に防災部を設置する組織形態です。防災部の設置は、既存の部に「防災」の名称を追加する方法(例:防災・防犯部)と、新たに防災部を新設する方法があります。
- 2 防災業務は、防災部が主体となって実施します。
- 3 自治会規約の改正が必要です。

(補足)

- ・ 組織編制と規約は、最小限の改正で済みます。
- ・ 防災担当は業務量が多いので、部長のもとに複数の部員を配置する必要があります。

【重複型】

- 1 自治会と同じ編成・構成員のまま、別組織として設立する組織形態です。
- 2 防災業務は組織全体で実施します。
- 3 新たな規約作成が必要です。

(補足)

- ・ 防災業務を主体的に実施する担当部が設定されていないため、防災業務が会長や副会長など特定の役員に集中しやすいという弱点があります。特定の方の業務が集中しすぎないように運用上の配慮が必要です。

【別組織型】

- 1 自治会と異なる編成・構成員で、別組織として設立する組織形態です。
- 2 構成員を長期固定化することもできます。
- 3 防災業務は、組織全体で実施、担当の細分化が可能です。
- 4 新たな規約作成が必要です。

(補足)

- ・ 構成員を長期固定化した場合、経験の蓄積による能力向上が期待できます。